

第7章 貸付休止

修学生が以下の状況となった場合、修学資金の貸付けは休止されます。修学生及び養成施設は、届出等必要な手続きを速やかに行ってください。

1. 貸付休止の事由

- (1) 養成施設を休学したとき
- (2) 養成施設を留年（卒業延期）したとき※11
- (3) 停学処分を受けたとき

※11 留年したことにより、修学資金の貸付けが終了している場合があります。その場合、正規の修学期間を超えて在学する間について返還の履行猶予が可能です。詳細は「返還猶予の章」をご参照ください。

2. 休止期間

貸付休止事由が発生した日の属する月の翌月から、復学した日の属する月までとします。

なお、休止期間に該当する月の修学資金が既に交付されている場合、休止期間が3か月以内であれば、その分を貸付再開後の月に充当して調整します。

3. 貸付再開

復学した場合は、貸付けを再開します。貸付けの再開は、復学した日の属する月の翌月（復学した日が月の初日の場合は、復学した日の属する月）からとします。

4. 休止期間を変更する場合

休止期間が短縮される場合は復学の届出を、休止期間が延長される場合は変更の届出を「停学・復学・退学等届」により行う必要があります。

5. 届出の指導と証明書の提出

- (1) 修学生に貸付休止事由が発生した場合、速やかに「停学・復学・退学等届」を提出するようご指導ください。
- (2) 養成施設は、修学生から「停学・復学・退学等届」の提出を受け、当該届にその事実を証明（養成施設所定の証明書を添付しても構いません）し、横浜市社協にご提出ください。
- (3) 横浜市社協は届出に基づき、貸付けの休止を決定し、養成施設を通じて修学生に通知します。なお、復学した際の貸付け再開の届出も同様とします。

6. 届出が遅れる場合の対応

- (1) 修学生からの届出が遅れる場合は、養成施設から横浜市社協にご連絡ください。
- (2) 横浜市社協で、貸付休止の手続きを行います。